

令和 6 年度事業計画

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会

目次

○ 事業方針	1
○ 具体的な事業内容	
1. 福祉のこころをはぐくむ人づくり	2
(1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進	2
① 子ども・若者育成推進事業の実施	2
② 宇都宮市民福祉の祭典の開催	2
③ 宇都宮市支え合い協議会事務局（市と共同）	2
(2) 福祉に関する人材の育成	3
① ボランティア養成の充実	3
(ア) ボランティア入門講座（ぼらんていあ Saturday）	3
(イ) 学生ボランティアの養成（サマーボランティアスクール）	3
(ウ) 災害福祉救援ボランティア養成講座	3
(エ) 傾聴ボランティア養成講座	3
(オ) 福祉共育サポーター養成講座	3
(カ) ボランティア・地域福祉活動担い手養成講座	4
② 高校・大学等との連携によるボランティア活動の促進	4
③ ボランティアセンター機能の充実	4
(ア) ボランティアの相談・登録・調整の充実	4
(イ) ボランティア団体の活動支援の推進	4
(3) 福祉共育の推進とバリアのない社会づくり	5
① すべての世代を対象とした福祉共育の推進	5
2. 共に支え合う地域づくり	5
(1) 地域住民の主体的な福祉活動の支援	5
① コミュニティワーク（地域支援）の強化	5
② 地区社会福祉協議会における活動活性化の支援	6
③ 福祉協力員活動の充実	6
(ア) 福祉協力員表彰式の開催	6
(イ) 福祉協力員研修会の開催	6
④ ふれあい・いきいきサロン事業の推進	7
⑤ ふれあい・いきいきサロン連絡会研修会の開催	7
(2) 気軽に参加・参画できる福祉活動の充実	7
① 赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金運動の推進	7
(ア) 赤い羽根共同募金運動	7
(イ) 歳末たすけあい募金運動	8
② 善意銀行事業の推進	8
③ 宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進	8
(3) 共に支え合う地域ネットワークづくり	9
① 宇都宮災害支援ネットワーク会議の開催	9
② 災害ボランティア活動の実施	9
(ア) 災害ボランティアセンター活動の充実	9
(イ) 危機管理対応力の強化	9
(ウ) 宇都宮市総合防災訓練への参加	9

③ 安心・安全情報キット配付事業の推進	10
④ ファミリーケアサービス事業の充実	10
⑤ 老人クラブ支援の充実	10
⑥ 敬老会開催の支援	10
⑦ 援護事業の実施	10
⑧ 各種事業に対する後援・共催	10
3. 安心して暮らせる福祉の基盤づくり	11
(1) 身近な福祉課題に関する相談支援体制の充実	11
① 権利擁護支援の充実	11
(ア) 日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施	11
(イ) 法人後見事業の実施	11
② 生活困窮者自立相談支援事業の実施	12
③ 心配ごと・悩みごと相談センター（総合相談センター）事業の充実	13
④ 地域包括支援センター事業の実施	13
(2) 将来を見据えた地域における福祉の基盤づくりの支援	14
① 第5次宇都宮市地域福祉活動計画の推進	14
② 地区福祉のまちづくり計画の策定	14
③ 社会福祉法人等のつながりを促進するネットワークの構築	14
④ 地区社会福祉協議会会長研修会の開催	14
(3) デジタル等を活用した分かりやすい情報提供	14
① 広報紙「社協だより」の発行	14
② ホームページの充実	15
③ 公式 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の運用	15
④ 福祉に関する情報発信機能の充実	15
4. 在宅福祉サービス事業の推進	15
(1) 様々なニーズに応じたサービスの提供	15
① 福祉機器（車いすなど）貸出事業の推進	15
② 福祉理美容出張費補助サービス事業の推進	16
③ ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業の推進	16
5. 組織体制の強化	16
(1) 会務の運営	16
① 理事会・監事会・評議員会の開催	16
② 評議員選任・解任委員会の開催	16
(2) 苦情解決体制	16
① 第三者委員会の開催	16
(3) 虐待防止・身体拘束適正化	16
① 虐待防止・身体拘束適正化検討委員会の開催	16
(4) 地区社会福祉協議会との連携強化	17
(5) 職員の育成	17

6. 自主財源の確保	17
(1) 社会福祉協議会会員制度の充実	17
(2) ぎんなん基金事業の充実	17
① ぎんなん基金の運用	17
② ぎんなん基金助成対象事業	17
7. 介護保険事業等の推進	20
(1) 訪問介護事業所の運営	20
① 訪問介護事業、第1号訪問事業	20
(2) 居宅介護支援事業所の運営	20
① 居宅介護支援事業	20
(3) 通所介護事業所の運営	21
① 地域密着型通所介護事業、第1号通所事業	21
(4) 障がい福祉サービス事業の運営	21
(5) 指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の運営	21
8. 指定管理施設の管理・経営	22
(1) 総合福祉センターの管理・経営（2施設）	22
(2) 老人福祉センターの管理・経営（5施設）	23
(3) 地域活動支援センターの管理・経営（3施設）	24
(4) 指定管理施設の管理・経営の充実	24
9. 受託事業の実施	25
(1) 宇都宮市からの受託事業	25
① 各種奉仕員養成講座の実施	25
② 宇都宮市意思疎通支援事業（要約筆記者派遣事業）の実施	25
③ 宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業の実施	25
④ 生活困窮者自立相談支援事業の実施	25
⑤ 宇都宮市成年後見支援センターの運営	25
⑥ 地域包括支援センター事業の実施	26
⑦ 移動支援事業の実施	26
(2) 栃木県社会福祉協議会からの受託事業	26
① 生活福祉資金等貸付事業の実施	26
② 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援	26
③ 日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施	26
10. その他	27
(1) 日本赤十字社栃木県支部宇都宮市地区事務局	27

令和6年度 事業計画

～事業方針～

少子高齢化の深刻化に伴い人口減少に歯止めが利かない今日においては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題が目前に迫ると同時に、高齢者の割合の最大化と生産年齢人口の急減が同時進行で起こり、健全な社会の維持や経済成長に打撃を与えかねないとされる2040年問題への対応も急がれている状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症の長期化や昨今の物価高騰も重なり、市民の生活環境は一層厳しさを増し、地域福祉活動やボランティア活動等にも大きな影響を及ぼしています。

こうした状況の中、本会では、福祉施策の新たな動向や地域の実情を踏まえ、令和5年度に「第5次地域福祉活動計画」を策定したところです。

今後は、本計画に基づき、引き続き、『共に支え合い助け合う“向こう三軒両隣”の地域共生社会』の実現を目指し、「福祉のこころをはぐくむ人づくり」「共に支え合う地域づくり」「安心して暮らせる福祉の基盤づくり」の3つの基本目標のもと、社会福祉協議会の役割と活動を精査しつつ、地区社会福祉協議会や宇都宮市をはじめ、自治会や関係機関・団体等との連携を密にし、本会の有する機能と役割を最大限に発揮し、次の事業を柱にさらなる地域福祉の推進に努めてまいります。

1. 福祉のこころをはぐくむ人づくり

- ・多世代の交流を促進し、ボランティア活動等への参加により、相互理解を深めながら、やさしさや思いやりのこころを育みます。
- ・地域活動への参加を通じ、福祉への気づきや学びを促し、地域課題解決に取り組む実践者や地域づくりの担い手の育成を推進します。
- ・障がい等の有無にかかわらず一人ひとりがお互いを理解し、多様な人のことを思いやることのできる心のバリアフリーを推進します。

2. 共に支え合う地域づくり

- ・各地域の特性や強みを生かした地域福祉活動の推進により、住民自らが住民一人ひとりの課題を地域全体の課題と捉え、その解決に向けた活動を支援します。
- ・寄附やボランティア活動を通じて、子ども・高齢者・障がい者などを支援する活動を支える、住民相互の支え合い・助け合うしくみを推進します。
- ・日常生活だけでなく、緊急時においても地域での支え合い活動が促進されるよう、地域住民や地域の様々な資源のつながりづくりを進めます。

3. 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

- ・地域に潜在する複雑化・複合化した問題を受け止め、支援につなぐことができるよう、気軽に相談できる窓口や、相談者に寄り添った支援体制の充実を図ります。
- ・住民や様々な社会資源がつながりながら、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりに向けた活動を支援します。
- ・情報のデジタル化を踏まえ、より多くの市民に情報が届くよう多様な媒体を活用し、福祉やボランティアに関する情報発信の強化を図ります。

〔具体的な事業内容〕

1. 福祉のこころをはぐくむ人づくり

（1）福祉のこころの醸成と交流活動の促進

① 子ども・若者育成推進事業の実施

事業の目的	不登校の子どもや引きこもり等、生きづらさを抱える若者等が、様々な人との出会いや活動により、自分の個性を生かし、前向きな気持ちで生活できるような場を提供する。
取組み内容	・ ボランティア、企業、NPO法人等と連携し、幅広い分野で体験型の支援プログラムを提供する。 ・ 野外教育活動等を通して、人と協力することや、学び合うことを体験できる活動を提供する。 ・ 保護者同士のネットワーク化やSNS等による情報発信を行う。

② 宇都宮市民福祉の祭典の開催【赤い羽根共同募金配分事業】

事業の目的	すべての市民が参加し、交流する場を通して、福祉への理解と地域の連帯感を深め、安心して生活できる福祉社会の実現を目指す。 主催：宇都宮市民福祉の祭典実行委員会（宇都宮ボランティア協会、宇都宮市社会福祉協議会、宇都宮市など10団体）
取組み内容	市民やボランティアが主体となる「宇都宮市民福祉の祭典」を開催し、市民相互の交流や福祉に対する理解を深める交流の場とする。

③ 宇都宮市支え合い協議会事務局（市と共同）【新規】

事業の目的	高齢者、障がい者並びに児童をはじめとするすべての市民、行政及び事業者が協働、共創しながら、地域の支え合い活動を支援することにより、誰もが住み慣れた地域で絆を深めながら共に支え合う地域共生社会を実現することを目的とした活動を支援する。
取組み内容	・ 地域支え合い活動の促進及び支援に関すること ・ 関係団体等の連絡調整及び情報交換に関すること

(2) 福祉に関する人材の育成

① ボランティア養成の充実

(ア) ボランティア入門講座（ぼらんていあ Saturday）

事業の目的	親子や社会人などが参加しやすい土曜日に開催し、ボランティア活動参加の”きっかけ”をつくる。
取組み内容	・聴覚障がいを学ぼう ・視覚障がいを学ぼう ・発達障がいを学ぼう ・精神障がいを学ぼう

(イ) 学生ボランティアの養成（サマーボランティアスクール）

事業の目的	高校生から大学生、専門学校生を対象に、ボランティア活動のきっかけをつくり、身近な地域でのボランティア活動の推進を図る。
取組み内容	・講義（福祉共育の理解 など） ・福祉体験（ボランティア活動を通して、様々な地域福祉活動について学ぶ）

(ウ) 災害福祉救援ボランティア養成講座

事業の目的	過去の災害の記憶をふりかえり、減災意識の向上と減災活動の実践につなげるとともに、災害ボランティアの知識と技術の向上を図り、災害時に活動するボランティアを養成する。
取組み内容	・講義（災害に対する心構え など） ・身体、聴覚、視覚障がいの理解 ・実技、ロールプレイ など

(エ) 傾聴ボランティア養成講座

事業の目的	高齢者が抱える不安や孤独に耳を傾け、孤独感を解消するための「傾聴活動」に必要な技能や資質を学ぶ。
取組み内容	・講義（認知症の理解、傾聴の基本 など） ・ロールプレイ（模擬演習） ・施設実習 など

(オ) 福祉共育サポーター養成講座

事業の目的	出前福祉共育講座をより効果的に展開するため、福祉共育サポーターを養成する。
取組み内容	・講義（福祉共育について、社協が実践する福祉共育 など） ・福祉体験（車いす介助体験 など）

(カ) ボランティア・地域福祉活動担い手養成講座【新規】

事業の目的	地域で活躍できる担い手の育成を図り、身近な地域福祉活動に繋がるよう、ボランティア活動の推進を図る。
取組み内容	・講義、グループワーク など

② 高校・大学等との連携によるボランティア活動の促進

事業の目的	地域住民や関係団体と連携し、学生等が地域とつながる機会や、地域について考える場を提供することにより、地域の現状や課題に興味・関心を持ち、我が事として捉え、課題解決に取り組む実践者や地域づくりの担い手となるよう、ボランティアなどの活動を促進する。
取組み内容	・高校・大学等のボランティア担当教職員と連携を図れるよう情報交換できる場を作り、学生等にボランティアや地域活動の情報を届ける。 ・地域活動やボランティア活動が活発な同世代の話を聞く場や、自分たちに何ができるかを話し合える場を作り、活動への参加を促進する。

③ ボランティアセンター機能の充実

事業の目的	市民の社会福祉に関する理解と関心を深めるとともに、近隣の住民同士が助けあうことを基本としたボランティア活動の推進を図る。
-------	--

(ア) ボランティアの相談・登録・調整の充実

取組み内容	「ボランティアをしてほしい」市民と、「ボランティアをしたい」市民の相談・登録・調整を行い、ボランティア活動の推進を図る。
-------	--

(イ) ボランティア団体の活動支援の推進

○宇都宮ボランティア協会の活動支援

取組み内容	市民のボランティア活動推進の中核となる宇都宮ボランティア協会の活動を支援するため、助成金を交付する。
-------	--

○ボランティア活動用機材の貸出

取組み内容	登録しているボランティア団体・個人を対象に、活動に必要な機材の貸出を行い、活動を支援する。 ・貸出物品：パソコン、液晶プロジェクター、スクリーンなど
-------	--

○ボランティアルームの貸出

取組み内容	登録しているボランティア団体・個人を対象に、ボランティアルームの貸出を行い、活動を支援する。
-------	--

○ボランティアロッカーの貸出

取組み内容	登録しているボランティア団体を対象に、ロッカーの貸出を行い、活動を支援する。
-------	--

○対面朗読サービスの実施

取組み内容	視覚障がいのある方などに対して、書籍や新聞など、本人が希望する文書を対面で読み上げるサービスを、音訳ボランティアの協力を得て実施する。
-------	---

(3) 福祉共育の推進とバリアのない社会づくり

① すべての世代を対象とした福祉共育の推進

事業の目的	すべての市民が、世代や属性を問わず理解し合い、お互いに支え合い・助け合う思いやりの心を育むため、福祉共育を推進する。
取組み内容	・障がい当事者団体やボランティアの協力を得て、障がいの理解による他者理解を基本とした出前福祉共育講座を開催する。 〔 ・手話体験 ・アイマスク体験 ・点字体験 ・盲導犬育成講話 ・車いす介助体験 ・ボランティア講話 など 〕 ・企業や地域団体等を対象に出前福祉共育講座の利用促進を図り、すべての世代の福祉の心の醸成を図る。 ・ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある方とない方が分け隔てなく相互理解を深められるよう、障がい当事者団体と連携してプログラムを開発する。 ・学校や企業等、多くの方が障がいへの理解を深められるよう、動画による教材作成を進める。

2. 共に支え合う地域づくり

(1) 地域住民の主体的な福祉活動の支援

① コミュニティワーク（地域支援）の強化

事業の目的	住民主体の地域福祉活動が、市内 39 地区において、地域の特性を生かしながら円滑に展開されるよう、コミュニティワーク（地域支援）を強化する。
取組み内容	身近な地域に複雑化・複合化する福祉課題を早期発見し、適切な支援に結び付くよう、住民同士が地域の中で日頃から支え合い助け合う意識の醸成に取り組む。 また、地区社協等が行う見守りや居場所づくりなどの地域福祉活動を支援し、地域福祉活動の活性化を図ることにより、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるとともに、困りごとを抱える住民の生活をサポートする活動の創出など、地域福祉を計画的に推進し、市内各地区の「福祉の底上げ」「地域力の強化」を図る。

② 地区社会福祉協議会における活動活性化の支援

事業の目的	地区社会福祉協議会の自主事業や市社会福祉協議会のぎんなん基金助成事業等の各種地域福祉事業を推進し、地域活動の活性化を図る。
取組み内容	・ふれあい・いきいきサロンや福祉協力員活動などの各種地域福祉事業が、それぞれの地区で関係団体とのネットワークを強化しながら推進できるよう支援する。 ・地域福祉を推進するための各種地域福祉事業への助成と支援を行うとともに、各地区の実状に合わせた活動が展開されるよう支援する。 ・地区社会福祉協議会が開催する会議や事業等に参加し、常に変化する地域の状況を的確に把握し、その状況に応じて関係機関との連携調整やアドバイス等の支援を行う。

③ 福祉協力員活動の充実

事業の目的	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、身近な地域で生活する住民同士が、日常生活の中で見守りや声かけ活動などを行う福祉協力員活動の充実・強化を図る。
取組み内容	・自治会及び地区社会福祉協議会の連携・協力により、身近な地域の様々な福祉活動を推進する福祉協力員を委嘱する。 ・市全域、ブロック域、地区単位等、規模や実情に応じた研修のほか、活動年数等に対応した階層別研修の開催など、福祉協力員活動の充実強化を図る。 ・学生等、若者世代に対し、福祉協力員の理解促進を図るための取り組みを推進する。

(ア) 福祉協力員表彰式の開催

事業の目的	身近な地域における見守りや声かけ活動などの地域福祉活動を長年に渡り実践してきた福祉協力員に対し、その功績を称え表彰を行い、福祉協力員の資質向上と地区社協の地域福祉活動の活性化を図る。
取組み内容	・福祉協力員表彰式：30年表彰、20年表彰、10年表彰 ・実施予定：令和6年7月頃

(イ) 福祉協力員研修会の開催

事業の目的	福祉協力員に対し研修を行い、福祉協力員の資質向上と各地区における地域福祉活動の活性化を図る。
取組み内容	・福祉協力員研修会：講話及び事例発表 など ・実施予定：令和6年7月頃

④ ふれあい・いきいきサロン事業の推進【赤い羽根共同募金配分事業】

事業の目的	高齢者、障がい者及び子どもなどが身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいがづくりの輪を広げ、参加者の悩みや不安の解消を図る。
取組み内容	○運営費の助成 1 サロンあたり 24,000 円を上限に助成する。 ○健康増進事業助成 参加者の健康増進のための器具を購入する際の経費として、25,000 円を上限に助成する。

⑤ ふれあい・いきいきサロン連絡会研修会の開催

事業の目的	ふれあい・いきいきサロン事業の効果的な運営とサロン相互の連携を促進する。
取組み内容	・講話または実技 ・サロン相互の情報交換 など

(2) 気軽に参加・参画できる福祉活動の充実

① 赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金運動の推進

事業の目的	誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができる福祉のまちづくりへの市民の参加を促し、多様な民間の社会福祉活動を財政面から支援する仕組みとして、募金運動を展開する。
-------	--

(ア) 赤い羽根共同募金運動（栃木県共同募金会宇都宮市支会）

【運動期間：令和 6 年 10 月～12 月】

取組み内容	○推進方法 ・戸別募金：市内各世帯へ依頼 ・法人募金：市内企業・事業所へ依頼 ・街頭募金：市内の街頭で実施。民生委員児童委員やボランティア等に協力を依頼 ・学校募金：市内の小・中・高等学校及び保育園等へ依頼 ・職域募金：市内の事業所等へ依頼 ○配分事業 ・A 配分：栃木県共同募金会を通じて、栃木県内の社会福祉施設や福祉団体等に配分 ・B 配分：宇都宮市の地域福祉事業に配分（ふれあい・いきいきサロン、宇都宮市民福祉の祭典、社協だよりの発行など）
-------	--

(イ) 歳末たすけあい募金運動（栃木県共同募金会宇都宮市支会）

【運動期間：令和6年10月～12月】

取組み内容	・ 推進方法 ・ 戸別募金：市内各世帯へ依頼 ・ 配分事業 ・ 施設配分：市内の通所の障がい者施設が実施する交流事業等に配分 ・ 団体配分：市内の障がい当事者団体等が実施する交流事業等に配分 ・ 地域配分：地区社会福祉協議会が実施する住民交流事業等に配分 ・ 地域福祉活動事業配分：地区社会福祉協議会が実施する地域福祉活動に配分 ・ 歳末たすけあい事業配分委員会の開催
-------	---

② 善意銀行事業の推進

事業の目的	市民などからの善意の金銭や物品の預託を受け、必要とするところに払出しを行い、市民相互の支えあい・助けあい活動を推進する。
取組み内容	○ 預託（寄附を受け付ける金品） - 金銭、収集物品（使用済み切手、書き損じはがき、プルタブなど）、車いす、新品の衣類 など ○ 払い出し - 寄附者の希望する施設等に払い出す。 ○ 「宮っこの居場所」への支援 - 宇都宮市と連携し、金銭的な支援の窓口として寄附の受入れ、払い出しを行う。

③ 宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進

【宇都宮市からの受託事業（平成26年6月25日受託）】

事業の目的	高齢者が充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍できるよう、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを促進する。
取組み内容	高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する事業の管理運営機関として、円滑かつ適正に事業を展開する。

（３）共に支え合う地域ネットワークづくり

① 宇都宮災害支援ネットワーク会議の開催

事業の目的	災害時における被災住民の迅速かつ重層的な支援を行うため、宇都宮市や市内ボランティアグループ・ＮＰＯ法人等との三者連携支援体制を構築するほか、身近な地域においては、災害時に対応できる顔が見える関係づくりを推進する。
取組み内容	・災害ボランティアセンターの機能と役割及び各機関・団体の強みを知り、協働型による運営を図るため、三者連携による研修の開催や、プラットフォームづくりを図る。 ・災害時の迅速な初動体制の構築と重層的な被災者支援活動を行うため、定期的な情報共有と意見交換の場をつくる。

② 災害ボランティア活動の実施

（ア）災害ボランティアセンター活動の充実

事業の目的	災害により市内に甚大な被害が発生した場合、宇都宮市からの要請に基づき災害ボランティアセンターを開設し、被災者と災害ボランティアの調整（マッチング）を行い、被災者の生活復旧と生活支援を行う。
取組み内容	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策も踏まえた、災害ボランティアセンターの運営を目途に、設置・運営マニュアルを検証するとともに、各種様式の修正など、必要な改訂を行う。

（イ）危機管理対応力の強化

事業の目的	危機管理対応力を強化し、市内に自然災害等による甚大な被害が発生した場合の迅速な対応を図る。
取組み内容	迅速かつ適切な被災市民の支援と、通常実施している事業や業務の継続性の両立・確立を図るため、事業継続計画（ＢＣＰ計画）の策定に取り組む。 ※事業継続計画（ＢＣＰ計画） 事業や業務の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

（ウ）宇都宮市総合防災訓練への参加

事業の目的	災害ボランティアセンターの迅速な設置とボランティアの機能的・効率的な受入を行うため、総合防災訓練に参加し訓練を行う。
取組み内容	災害ボランティアセンター設置運営訓練を宇都宮ボランティア協会との協働で実施する。

③ 安心・安全情報キット配付事業の推進

事業の目的	本人情報が即座に確認できる「キット」を配付することで、救急時における速やかな対応と見守り活動を促進し、安心・安全な日常生活が送れる地域社会を構築する。
取組み内容	ひとり暮らし高齢者及び障がい者など見守りが必要な方に対し、「安心・安全情報キット」を配付する。

④ ファミリーケアサービス事業の充実

事業の目的	日常生活を営むうえで支援が必要な高齢者や障がい者など（利用会員）に対し、協力会員が有償で家事援助などのサービスを提供する。
取組み内容	掃除、食事の準備、洗濯、買い物、外出時の付き添い など

⑤ 老人クラブ支援の充実

事業の目的	市内の老人クラブの育成指導と連絡調整を図り、併せてクラブ活動の充実強化を推進し、高齢者福祉及び地域福祉の向上発展に寄与する。
取組み内容	市老人クラブ連合会組織の充実強化と事業の実施支援を行う。

⑥ 敬老会開催の支援

事業の目的	高齢者を敬い、励まし、高齢者福祉に対する市民の理解や関わりを深めながら、市民全体で協力して活力ある長寿社会を築く。
取組み内容	地区社会福祉協議会、宇都宮市、市社会福祉協議会の共催により開催する敬老会の開催費用の一部を助成する。

⑦ 援護事業の実施

事業の目的	所持金の紛失などにより、目的地まで行くことのできない行旅人に対し、旅費の貸付を行う。
取組み内容	1人600円（1人1回限り）の旅費を貸付ける。

⑧ 各種事業に対する後援・共催

事業の目的	主催者が企画した事業の趣旨や内容に賛同し、事業の後援を行う。
取組み内容	各団体などが開催する事業に対し、後援・共催を行う。

3. 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

(1) 身近な福祉課題に関する相談支援体制の充実

① 権利擁護支援の充実

事業の目的	日常生活自立支援事業（あすてらす）、成年後見事業（法人後見事業）を一体的に実施し、本人の権利を擁護することで、住み慣れた地域で安心して自立生活を送ることができるよう、切れ目のない支援を行う。
取組み内容	・専従の生活支援員の増員等により、日常生活自立支援事業に対する相談や利用に向けて速やかに対応できるよう、相談支援体制の強化を行う。 ・日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行に取り組むとともに、判断能力が不十分な本人に代わり、後見人等として法律行為を行い、本人の権利を養護しながら自立した生活を支援する。 ・市が設置する「成年後見制度利用促進法に基づく成年後見等の利用促進に係る中核的な機関（宇都宮市成年後見支援センター）」と連携した権利擁護の相談支援体制の強化を図る。

(ア) 日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施

【栃木県社会福祉協議会からの受託事業（平成 11 年 10 月 1 日受託）】

事業の目的	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方の権利を擁護する。
取組み内容	本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を行う。 ・担当地区：宇都宮市 ・一般相談：月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(イ) 法人後見事業の実施

事業の目的	認知症や知的障がいなどの理由により、意思決定が困難な方の判断能力を補うことで、利用者の権利を擁護する。
取組み内容	・法人として成年後見人等となり、財産管理、身上保護を行う。 ・法人後見運営委員会の開催：適宜開催

② 生活困窮者自立相談支援事業の実施

【宇都宮市からの受託事業（平成 26 年 6 月 25 日モデル事業受託、平成 27 年 4 月 1 日受託）】

事業の目的	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対し、自立に向けた相談支援を行う。
取組み内容	○自立相談支援事業 どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 ○住居確保給付金の申請受付 離職・廃業から 2 年以内または休業等により収入が減少し住居を失った方、または失う恐れの高い方に、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃の一部を補助する（受付のみ）。 ○就労準備支援事業 「社会との関わりに不安がある」「他の人とのコミュニケーションがうまく取れない」など、直ちに就労が困難な方に 6 か月から 1 年の間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行う（受付のみ）。 ※事業は、外部の企業が受託者として実施。 ○認定就労訓練事業 様々な理由により一般就労が難しい方を対象に、時間の配慮や、支援付きの就労の場を提供して、一般就労に向けた支援を実施する（受付のみ）。 ※事業は、宇都宮市に登録する事業者が実施。 ○子どもの学習・生活支援事業 生活困窮世帯の中学生と高校生に対して学習を支援する場を設け、個々の学力に合わせた学習支援や高校進学等に関する進路相談を行う。 また、学習支援教室に参加できない支援対象者に対して、通信添削による学習支援を行う（受付のみ）。 ※生活困窮世帯で利用を希望する世帯の申請・決定のみ実施。 事業は、外部の一般社団法人が受託者として実施。 ○家計改善支援事業 家計改善支援員が面談の中で、「収支の状況を確認しながら、家計表を相談者と作成したり、家計表から問題点やその解決方法を一緒に考えるなどの支援を行う（受付のみ）。 ※事業は、外部の企業が受託者として実施。 ○事業運営委員会の開催

③ 心配ごと・悩みごと相談センター（総合相談センター）事業の充実

事業の目的	市民が抱える各種の問題について広く相談に応じ、適切な助言指導を行うとともに、各相談機関との連携を図る。
取組み内容	○心配ごとや悩みごとの相談 月曜日～金曜日 ○巡回相談（毎月各1回） 第1木曜日：ことぶき会館 第2木曜日：ふれあい荘 第3木曜日：やすらぎ荘 第4木曜日：すこやか荘 第1火曜日：河内総合福祉センター ○特別相談（毎月各1回） 第3火曜日：弁護士の法律相談 第3水曜日：知的障がい者の生活相談 第3木曜日：更生や犯罪予防に関する相談 第3金曜日：こころの悩み相談

④ 地域包括支援センター事業の実施【宇都宮市からの受託事業】

○地域包括支援センター御本丸（平成18年4月1日受託）

担当地区：中央地区、築瀬地区、城東地区

○上河内地域包括支援センター（平成19年4月1日受託）

担当地区：上河内地区

事業の目的	地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助等を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進、介護予防の推進等を包括的に支援する。
取組み内容	【運営業務】 ○ 包括的支援事業 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ○ 重層的支援体制整備事業 ・包括的相談支援事業（保健と福祉のまろごと相談窓口「エールU」） ○ その他の事業 ・在宅医療・介護連携推進業務 ・地域での介護予防活動への支援 ・地域福祉推進事業 ・認知症初期集中支援推進事業 ○ 介護保険法に基づく指定介護予防支援事業 【その他の業務】 ・介護予防ケアマネジメント業務 ・地域ケア会議等開催業務 ・介護予防教室参加者支援業務 ・地域介護予防活動支援業務 ・家族介護教室開催業務 ・ひとり暮らし高齢者等安否確認業務 ・重層的支援体制における支援調整・会議参加業務 ・アウトリーチ等による継続的支援業務

（２）将来を見据えた地域における福祉の基盤づくりの支援

① 第５次宇都宮市地域福祉活動計画の推進

事業の目的	ともに支え合い助け合う“向こう三軒両隣”の地域共生社会の実現を目指し、第５次宇都宮市地域福祉活動計画を推進する。
取組み内容	第５次宇都宮市地域福祉活動計画を推進するため、進行管理を行う。 ・計画推進期間：令和５年度～令和９年度 ・地域福祉事業運営委員会の開催：計画の進捗状況の協議 ・検討委員会の開催：実施状況の評価、取組の共有や進捗の管理 ・作業部会の開催：実施状況の評価、取組の共有や確認

② 地区福祉のまちづくり計画の策定

事業の目的	地域の福祉課題の解決を図るため、住民が主体となり、地区の実状に沿った地域福祉推進の指針となる、地区ごとの「福祉のまちづくり計画」の策定を支援する。
取組み内容	計画策定にむけ、地域住民が取り組みやすい活動となるよう、地区社協をはじめ、地域の各団体や関係機関との連絡調整を進めながら、市内全３９地区の計画策定を支援する。

③ 社会福祉法人等のつながりを促進するネットワークの構築

事業の目的	福祉課題の解決に向け、社会福祉法人等の専門性や強みを生かし、地域共生社会の実現に資する取り組みを創出するため、情報交換や課題の共有の場である市内の社会福祉法人等によるネットワークの構築を図る。
取組み内容	地域福祉活動の活性化や福祉課題の解決につなげていくために、社会福祉法人・企業・ＮＰＯ法人などによる地域貢献活動が各地区において効果的に展開されるよう、データリスト及び地区の情報を整理し、ネットワーク化に向けて体制を整備する。

④ 地区社会福祉協議会会長研修会の開催

事業の目的	先駆的な活動の視察等を通じ、地区社協が実施する地域福祉活動のさらなる活性化と地区社協間の交流を図る。
取組み内容	先進地視察及び講話、事例発表 など

（３）デジタル等を活用した分かりやすい情報提供

① 広報紙「社協だより」の発行【赤い羽根共同募金配分事業】

事業の目的	広報紙「社協だより」を発行することで福祉情報を広く発信し、市民の地域福祉事業（活動）への参画・参加の促進を図る。
取組み内容	・第１９２号 令和６年４月発行 ・第１９３号 令和６年７月発行 ・第１９４号 令和６年１０月発行 ・第１９５号 令和７年２月発行

② ホームページの充実

事業の目的	「ホームページ」を活用して福祉情報を広く発信し、市民の地域福祉事業（活動）への参加・参画の促進を図る。
取組内容	・福祉に関する情報や、社協事業などの発信 ・災害ボランティア特設ページを活用した災害ボランティア情報の発信 ・年齢や障がいの有無等に関わらず、全ての市民に分かりやすく情報を得やすいホームページの作成 など

③ 公式 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の運用

事業の目的	「SNS」のリアルタイム性や拡散性といった機能を活用して福祉情報を幅広い世代に発信し、市民の地域福祉事業（活動）への参加・参画の促進を図る。
取組内容	・福祉に関する情報や、社協事業、地域の情報等の発信 ・災害発生時における災害ボランティア情報の発信 など

④ 福祉に関する情報発信機能の充実

事業の目的	地域の福祉拠点として指定管理施設（老人福祉センター5 施設、地域活動支援センター3 施設、総合福祉センター2 施設）を活用し、福祉情報を広く発信し、市民の地域福祉事業（活動）への参加・参画の促進を図る。
取組内容	・心配ごと・悩みごと相談センター（総合相談センター）巡回相談の開設 ・各種地域福祉講座、講習会などの福祉情報の提供 ・車いすなどの福祉機器の貸出 など

4. 在宅福祉サービス事業の推進

（1）様々なニーズに応じたサービスの提供

① 福祉機器（車いすなど）貸出事業の推進

事業の目的	市社協が所有する車いすなどの福祉機器の貸出を行い、在宅福祉の推進を図る。
取組内容	一時的に車いすや歩行器などが必要になった市民に、貸し出しを行う。 ・貸出期間：原則として3か月 ・利用料：無料 ・貸出窓口：市内9か所 ・ボランティアセンター ・河内総合福祉センター ・ことぶき会館 ・ふれあい荘 ・やすらぎ荘 ・すこやか荘 ・上河内老人福祉センター ・雀の宮作業所 ・若草作業所

② 福祉理美容出張費補助サービス事業の推進

事業の目的	理美容店に出向いて利用することが困難な 65 才以上の在宅の高齢者（要介護 3～5）で理美容を希望する者に、訪問理美容出張サービスの出張費補助券を提供することで、在宅福祉の充実と向上を図る。
取組み内容	理・美容師が自宅に出張する際にかかる出張費補助券を、1 人につき最大 6 枚発行する。

③ ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業の推進

事業の目的	ひとり暮らしの高齢者の安否確認と孤独感の解消に努め、在宅福祉の向上を図る。
取組み内容	おおむね 70 歳以上の高齢者で、近隣に近親者がいない方に乳酸菌飲料を配達することで、安否確認を行う。

5. 組織体制の強化

（１）会務の運営

① 理事会・監事会・評議員会の開催

事業の目的	市民の生活・福祉課題を解決し、ともに支え合い助け合う「向こう三軒両隣の地域共生社会の実現」を目指し、公共性と透明性の高い法人運営を確保する。
取組み内容	・理事会：年 3 回程度 ・監事会：年 1 回 ・評議員会：年 3 回程度

② 評議員選任・解任委員会の開催

事業の目的	社会福祉法に基づき、評議員の選任及び解任を行う。
取組み内容	評議員選任・解任委員会：適宜開催

（２）苦情解決体制

① 第三者委員会の開催

事業の目的	市社協が提供する福祉サービスへの苦情を適切に解決するとともに、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護と、サービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図る。
取組み内容	第三者委員会の開催

（３）虐待防止・身体拘束適正化

① 虐待防止・身体拘束適正化検討委員会の開催

事業の目的	市社協が提供する福祉サービス等を利用する利用者の安全と人権擁護の観点から、生活と自立を妨げることなく社会参加等が促進されるよう推進するため、虐待の防止並びに身体拘束の適正化を図る。
取組み内容	虐待防止・身体拘束適正化検討委員会の開催

(4) 地区社会福祉協議会との連携強化

事業の目的	地区社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉事業の円滑な実施支援と社協会費や各種募金の効果的な推進を図る。
取組み内容	・地区社会福祉協議会会長会議：年3回 ・ブロック別地区社会福祉協議会会長会議：年1回

(5) 職員の育成

事業の目的	職員のスキルアップと、職業人としての人間力及び組織力の向上を図る。
取組み内容	職員育成方針に基づき、職員研修を実施する。

6. 自主財源の確保

(1) 社会福祉協議会会員制度の充実

事業の目的	市社協の理念や活動に賛同し、地域福祉の推進を財政的に支援していただける市民や企業・団体などの会員の充実に努める。
取組み内容	地区社会福祉協議会や自治会の協力を得て、市社協事業の普及啓発と、地域福祉事業を推進するための会員会費（自主財源）の確保に努める。 また、賛助会員の確保に重点的に努める。 ・普通会費：市内各世帯へ依頼 ・特別会費：市内各世帯、団体等へ依頼 ・団体会費：市内社会福祉施設、団体等へ依頼 ・賛助会費：企業、事業所、個人等へ依頼 【推進期間】 令和6年5月～令和7年3月

(2) ぎんなん基金事業の充実

① ぎんなん基金の運用

事業の目的	社会福祉を振興するための財源として、ぎんなん基金の安全な管理と効果的な運用を図る。
取組み内容	○ぎんなん基金運営委員会の開催 ・募金の啓発：社協だより、ホームページ・SNSへの掲載 など ・募金箱の設置：市内スーパー、銀行 など

② ぎんなん基金助成対象事業

事業の目的	地区社会福祉協議会が実施する事業の一部について、ぎんなん基金による助成を行い、活動を支援することで、地域福祉のさらなる推進を図る。
取組み内容	地区社会福祉協議会が主催、または地区内の関係機関・団体等と共催で実施する事業について、次の表のとおり助成を行う。

(ア) 市社協が実施する事業への助成

事業名	助成の概要
高齢者福祉活動助成事業	市老人クラブ連合会が実施する、高齢者福祉の増進に資するための事業に助成。 (上限 100,000 円)
居場所づくり支援事業	市社会福祉協議会が推進し、地区社協が管理主体となる「ふれあい・いきいきサロン事業」に助成。 (1 サロン 上限 24,000 円)
思いやりのこころ育成支援事業	市社会福祉協議会ボランティアセンターが実施する、障がいの理解などを通じて、市民の思いやりの心をはぐくむことを目的とした事業に助成。 (上限 100,000 円)
子ども・若者育成推進事業 (市域助成)	市社会福祉協議会が実施する、市内の児童の健全育成を目的とした事業に助成。 (上限 500,000 円)

(イ) - 1 地区社協が実施する事業への助成① (1事業を選択)

事業名	助成の概要
ひとり暮らし高齢者ふれあい 会食助成事業	地区社協が実施する、ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業に助成。 (参加高齢者数+ボランティア5名) × 400 円 × 実施回数 ※助成の上限は、参加高齢者 1 名につき年間 12 回まで
地区見守り活動助成事業	地区社協が実施する、ひとり暮らし高齢者等を対象とした見守り活動事業に助成。 見守り対象者数 × 200 円 × 実施回数 ※助成の上限は、参加高齢者 1 名につき年間 12 回まで

(イ)－２ 地区社協が実施する事業への助成②（２～３事業を選択）

事業名	助成の概要
地区福祉情報発信助成事業	次のいずれかに該当する事業に助成。 ①広報誌の印刷発行に係る事業 ②インターネットを活用した福祉情報の発信に係る事業 ③福祉情報の発信に必要な機材等の購入 ④その他、福祉情報の発信に資すると認められる事業 ・ 500～3,000 世帯 ⇒ 上限 30,000 円 ・ 3,001～7,000 世帯 ⇒ 上限 50,000 円 ・ 7,001～10,000 世帯 ⇒ 上限 70,000 円 ・ 10,001 世帯以上 ⇒ 上限 90,000 円 ※世帯数の基準 申請年度の４月１日現在の自治会加入世帯数
地区住民交流助成事業	次のいずれかに該当する事業に助成。（上限 30,000 円） ①地区内の住民を対象とした交流に係る事業 ②世代間の理解を目的とした交流に係る事業 ③障がい者や外国人などの相互理解を目的とした交流に係る事業 ④その他、地区住民の交流に資すると認められる事業
地域共生社会推進事業	次のいずれかに該当する事業に助成。（上限 50,000 円） ①地域福祉の土壌づくりやネットワークの強化の促進に係る事業 ②地域住民の相談を受け止め、解決に向けた取組みの推進に係る事業 ③地域福祉を推進する担い手の育成や発掘の促進に係る事業 ④その他、向こう三軒両隣型の地域共生社会の推進に資すると認められる事業
地区福祉のまちづくり計画助成事業	次のいずれかに該当する事業に助成。（上限 50,000 円） ①福祉のまちづくり計画の「策定準備」に係る事業 ②福祉のまちづくり計画の「策定」に係る事業 ③福祉のまちづくり計画の策定後の「進行管理」に係る事業 ④その他、福祉のまちづくり計画の策定及び推進に資すると認められる事業

事業名	助成の概要
地区子ども・若者育成助成事業	次のいずれかに該当する事業に助成。(上限 50,000 円) ①近隣住民や地域の資源(居場所など)とのつながりづくりに係る事業 ②豊かな人間性や社会性を育む経験や体験に係る事業 ③学習支援に係る事業 ④その他、子どもや若者の健全育成に資すると認められる事業
地区防災・減災活動助成事業	次のいずれかに該当する事業に助成。(上限 50,000 円) ①防災・減災の意識啓発や向上に係る事業 ②防災・減災の知識や技術等の習得に係る事業 ③地区の防災・減災活動に必要な機材等の購入 ④その他、災害にも強い地区づくりに資すると認められる事業

7. 介護保険事業等の推進

(1) 訪問介護事業所の運営

① 訪問介護事業、第1号訪問事業

事業の目的	要支援者及び要介護者の心身の特性を踏まえて、居宅において入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
取組み内容	利用者との契約に基づき訪問介護員を派遣し、身体介護や生活援助サービスを提供する。 ・営業日：月～金曜日 (ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く) ・営業時間：8時30分～17時15分 ・サービス提供日時：日～土曜日の7時から21時

(2) 居宅介護支援事業所の運営

① 居宅介護支援事業

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえ、居宅介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、その計画に基づく介護サービスが適正かつ円滑に提供されるよう進行を管理する。
取組み内容	利用者との契約に基づき、介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護サービス計画(ケアプラン)の作成や計画の見直し(モニタリング)を行う。 ・営業日：月～金曜日 (ただし、国民の祝日・休日及び12月29日～1月3日を除く) ・営業時間：8時30分～17時15分

(3) 通所介護事業所の運営

① 地域密着型通所介護事業、第1号通所事業（河内事業所で実施）

事業の目的	要支援者及び要介護者などの心身の特性を踏まえ、施設において日帰りで必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
取組み内容	利用者との契約に基づき、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで提供する。 ・営業日：月～土曜日 (ただし、国民の祝日・休日及び12月29日～1月3日を除く) ・営業時間：9時00分～17時00分 (ただし、相談援助業務は、8時30分～17時15分)

(4) 障がい福祉サービス事業の運営

事業の目的	利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。				
取組み内容	利用者との契約に基づき、「居宅介護（ホームヘルプサービス）」や「生活介護（デイサービス）」を提供する。 <table border="1"> <tr> <td>居宅介護</td><td> ・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分から17時15分 ・サービス提供日時：日～土曜日の7時～21時 </td></tr> <tr> <td>生活介護</td><td> ・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分から17時15分 ・サービス提供日時：月～土曜日の9時～17時 </td></tr> </table>	居宅介護	・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分から17時15分 ・サービス提供日時：日～土曜日の7時～21時	生活介護	・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分から17時15分 ・サービス提供日時：月～土曜日の9時～17時
居宅介護	・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分から17時15分 ・サービス提供日時：日～土曜日の7時～21時				
生活介護	・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分から17時15分 ・サービス提供日時：月～土曜日の9時～17時				

(5) 指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の運営

事業の目的	サービス等利用計画などについての相談及び作成などの支援が必要と認められる障がい者（児）にケアマネジメントを行い支援する。
取組み内容	サービスなどの利用計画・障害児利用支援計画の作成や計画の見直し（モニタリング）を行う。 ・営業日：月～金曜日（国民の祝日・休日、12月29日～1月3日を除く） ・営業時間：8時30分～17時15分

8. 指定管理施設の管理・経営

(1) 総合福祉センターの管理・経営（2施設）

(指定管理期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日)

事業の目的	児童、障がい者及び高齢者などの福祉の増進並びに市民の活動による地域福祉の推進を図るための施設として、福祉に関する社会奉仕活動の推進や社会福祉団体の育成、団体の活動の場を提供する。	
取組み内容	宇都宮市総合福祉センター	・ボランティアグループ等への会議室・研修室の貸出 ・福祉情報の提供 ・開館日：月～日曜日 ・開館時間：9：00～21：00 ・休館日：年末年始（12/29～1/3）
	河内総合福祉センター	・ボランティアグループ等への会議室・研修室の貸出 ・福祉情報の提供 ・開館日：火～日曜日 ・開館時間：9：30～21：00 ※大会議室・研修室・展望風呂・大広間は （4月～9月）9：30～17：30 （10月～3月）9：30～16：30 ※展望風呂は湯入替のため原則毎週木曜日は 9：30～14：00 ・休館日：月曜日・国民の祝日・年末年始 （12/27～1/4）

(2) 老人福祉センターの管理・経営 (5施設)

(指定管理期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日)

事業の目的	高齢者が健康で明るい生活を営むために必要な各種相談や健康の維持増進、教養の向上及びレクリエーションなどの便宜を総合的に図る。										
取組み内容	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="453 427 683 591">ことぶき会館</td><td data-bbox="683 427 1367 591"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週月曜日、国民の祝日（月曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 </td></tr> <tr> <td data-bbox="453 591 683 741">ふれあい荘</td><td data-bbox="683 591 1367 741"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週日曜日、国民の祝日の翌日（国民の祝日が日曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 </td></tr> <tr> <td data-bbox="453 741 683 913">やすらぎ荘</td><td data-bbox="683 741 1367 913"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週水曜日、国民の祝日（水曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 </td></tr> <tr> <td data-bbox="453 913 683 1064">すこやか荘</td><td data-bbox="683 913 1367 1064"> ・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週日曜日、国民の祝日の翌日（国民の祝日が日曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始 </td></tr> <tr> <td data-bbox="453 1064 683 1200">上河内</td><td data-bbox="683 1064 1367 1200"> ・開館時間：9：00～16：00 ・休館日：毎週土・日曜日、国民の祝日、年末年始 </td></tr> </table>	ことぶき会館	・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週月曜日、国民の祝日（月曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始	ふれあい荘	・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週日曜日、国民の祝日の翌日（国民の祝日が日曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始	やすらぎ荘	・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週水曜日、国民の祝日（水曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始	すこやか荘	・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週日曜日、国民の祝日の翌日（国民の祝日が日曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始	上河内	・開館時間：9：00～16：00 ・休館日：毎週土・日曜日、国民の祝日、年末年始
ことぶき会館	・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週月曜日、国民の祝日（月曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始										
ふれあい荘	・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週日曜日、国民の祝日の翌日（国民の祝日が日曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始										
やすらぎ荘	・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週水曜日、国民の祝日（水曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始										
すこやか荘	・開館時間：9：30～16：00 ・休館日：毎週日曜日、国民の祝日の翌日（国民の祝日が日曜日に重なった場合はその翌日）、年末年始										
上河内	・開館時間：9：00～16：00 ・休館日：毎週土・日曜日、国民の祝日、年末年始										
取組み内容	・高齢者への健康増進及び教養の向上に資する講座の開催 教養講座 健康らくらく体操 ・嘱託医師による健康相談の実施 ・高齢者への健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設の提供 ・施設利用者による「作品展示会・舞台発表会」の開催 ・利用者の利便性の向上を図るため、Wi-Fiの設置 ・利用者満足度の向上を図るため、カラオケ機器の更新										

(3) 地域活動支援センターの管理・経営 (3施設)

(指定管理期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日)

事業の目的	障がいがある方々に対して生産活動等の機会や憩いの場を提供するとともに、日常生活訓練や社会適応訓練など社会との交流を促進する事業を実施し、利用される方々の地域生活支援の促進を図ることを目的とします。	
取組み内容	障がい者福祉センター (宇都宮市総合福祉センター内)	・講座事業 (15 講座) (作品展の開催 (年 3 回)) ・地域活動支援センター事業 〔音楽療法、親子野外療育訓練、個人面談 外食訓練 等〕 ・市文化祭への参加 ・地域団体等との交流事業 ・実習生やボランティアの受け入れ ・開館日 : 月～金曜日 (年間 243 日開所) ・開館時間 : 8 : 30～17 : 15
	雀の宮作業所	・社会参加促進事業の実施 〔野外レクリエーション、社会チャレンジ体験 社会見学、作業所合同事業 等〕 ・講座等の開催 (アート教室、スポレク講座等) ・市文化祭、スポーツ大会への参加 ・地区健康福祉まつり、文化祭への参加 ・地域団体等との交流事業 ・実習生やボランティアの受け入れ ・健康診断の受診 ・開所日 : 月～金曜日 (年間 243 日開所) ・開所時間 : 8 : 30～17 : 15
	若草作業所	・社会参加促進事業の実施 〔野外レクリエーション、社会適応訓練 社会見学、作業所合同事業 (年 2 回) 等〕 ・講座等の開催 (工作教室、健康体操 等) ・市文化祭、スポーツ大会への参加 ・地域団体等との交流事業 ・実習生やボランティアの受け入れ ・健康診断の受診 ・開所日 : 月～金曜日 (年間 243 日開所) ・開所時間 : 8 : 30～17 : 15

(4) 指定管理施設の管理・経営の充実

取組み内容	○事業経営委員会の開催
-------	-------------

9. 受託事業の実施

(1) 宇都宮市からの受託事業

① 各種奉仕員養成講座の実施（平成 15 年 4 月 1 日受託）

事業の目的	障がい者の社会生活を支援するため、「手話奉仕員」「点訳奉仕員」「音訳奉仕員」を養成する。
取組み内容	・手話奉仕員養成講座：令和 6 年 5 月～令和 7 年 3 月 ・点訳奉仕員養成講座：令和 6 年 5 月～令和 7 年 3 月 ・音訳奉仕員養成講座：令和 6 年 5 月～令和 7 年 2 月

② 宇都宮市意思疎通支援事業（要約筆記者派遣事業）の実施（平成 18 年 10 月 1 日受託）

事業の目的	聴覚障がい者などを対象に、日常生活を営む上でコミュニケーションを必要とするときに、要約筆記者を派遣し、社会参加を円滑にする。
取組み内容	文字通訳を行う要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の日常生活や社会参加を支援する。

③ 宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業の実施（平成 26 年 6 月 25 日受託）

※再掲：8 P 参照

④ 生活困窮者自立相談支援事業の実施（平成 26 年 6 月 25 日モデル事業受託）

※再掲：12 P 参照

（平成 27 年 4 月 1 日受託）

⑤ 宇都宮市成年後見支援センターの運営（令和 5 年 4 月 1 日受託）

事業の目的	認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分なため、権利擁護支援が必要な方が成年後見制度を円滑に利用できるよう、法律・福祉等の関係機関と連携し、成年後見制度の相談から具体的支援につなげる体制を宇都宮市とともに整備し、成年後見制度の利用促進を図る。
取組み内容	・広報 ホームページやパンフレット等の作成、講演会・研修会の実施 ・相談 ア．一次相談機関への後方支援 イ．（仮称）専門職相談会の開催 ウ．成年後見制度に関する一般相談対応 ・支援方針の検討、利用促進 ア．（仮称）ケース検討定例会議の開催 イ．（仮称）チーム支援会議の開催 ウ．日常生活自立支援事業利用者から成年後見制度への移行サポート ・地域連携ネットワークの運営 ア．関係機関の協働による地域連携ネットワーク「協議会」を市と協働運営

⑥ 地域包括支援センター事業の実施

○地域包括支援センター御本丸（平成 18 年 4 月 1 日受託）

※再掲：13P 参照

○上河内地域包括支援センター（平成 19 年 4 月 1 日受託）

※再掲：13P 参照

⑦ 移動支援事業の実施（平成 18 年 10 月 1 日受託）

事業の目的	屋外での移動が困難な障がいのある方の外出や余暇活動などの社会参加の際に、ホームヘルパーが外出の支援を行う。
-------	---

（２）栃木県社会福祉協議会からの受託事業

① 生活福祉資金等貸付事業の実施

事業の目的	低所得者世帯・障害者や高齢者世帯等に対して、資金の貸付申請と必要な相談支援を行い、その世帯の生活の安定と経済的自立を図る。
取組み内容	- 生活福祉資金の貸付 総合支援資金、福祉資金（福祉費）、福祉資金（緊急小口）、教育支援資金 不動産担保型生活資金 - 臨時特例つなぎ資金の貸付 ※貸付には一定の条件があり、資金の種類により貸付要件等が異なる。

② 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

事業の目的	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金特例貸付で、償還免除の承認を受けた方や償還が困難である方など特に支援が必要と考えられる借受人に対しフォローアップ支援を行う。
取組み内容	○償還免除を行った借受人へのフォローアップ支援 - 訪問、架電等のアウトリーチによる生活状況の把握 - 自立相談支援機関に対する借受人に関する情報の提供 ○償還免除申請に未応答の借受人に対するフォローアップ支援 - 訪問、架電等のアウトリーチによる償還免除申請の勧奨や申請書の作成支援 - 借受人の生活状況を踏まえた償還猶予や少額返済の案内 ○償還免除に至らないものの償還が困難な借受人へのフォローアップ支援 - 借受人の生活状況を踏まえた償還猶予や少額返済の案内 - 償還猶予、償還計画変更、少額返済の受付及び意見書の作成 - 償還が困難は借受人に対する訪問、架電等のアウトリーチによる生活状況の把握 - 自立相談支援機関との連携による生活再建に向けた支援 - 償還猶予期間中の借受人への支援

③ 日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施

【栃木県社会福祉協議会からの受託事業（平成 11 年 10 月 1 日受託）】

※再掲：11P 参照

10. その他

(1) 日本赤十字社栃木県支部宇都宮市地区事務局

事業の目的	日本赤十字社栃木県支部宇都宮市地区として、日本赤十字社の活動を推進する。
取組み内容	・日赤活動資金（社資）の募集 ・災害救援物資の対応（布団・毛布・緊急セット） ・災害弔慰金の対応 ・国内外の義援金・救援金の対応 ・赤十字活動の広報